

京都府まん延防止等重点措置等 ～ 新たな要請事項等 ～

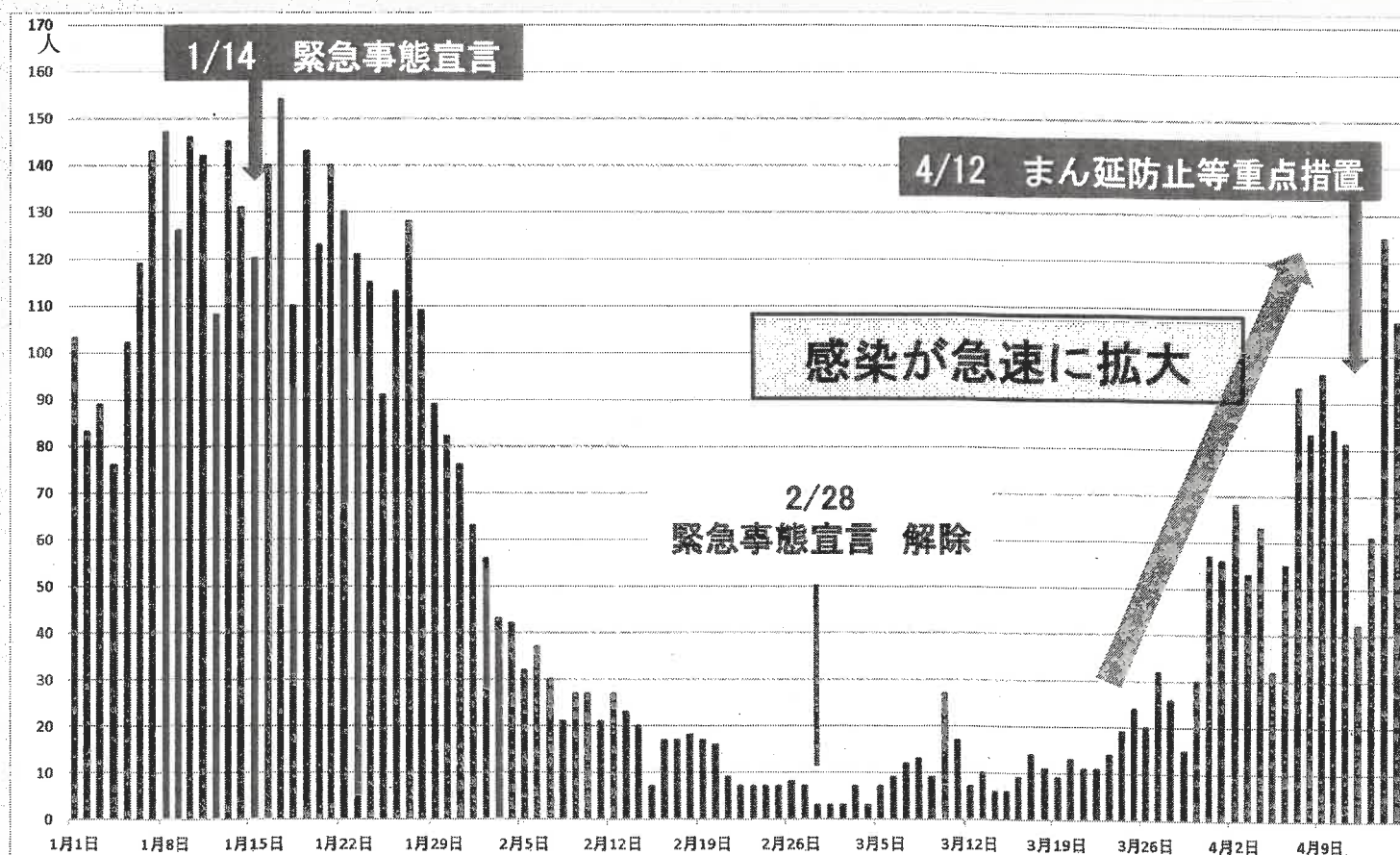
令和3年4月16日



京都府知事 西脇 隆俊

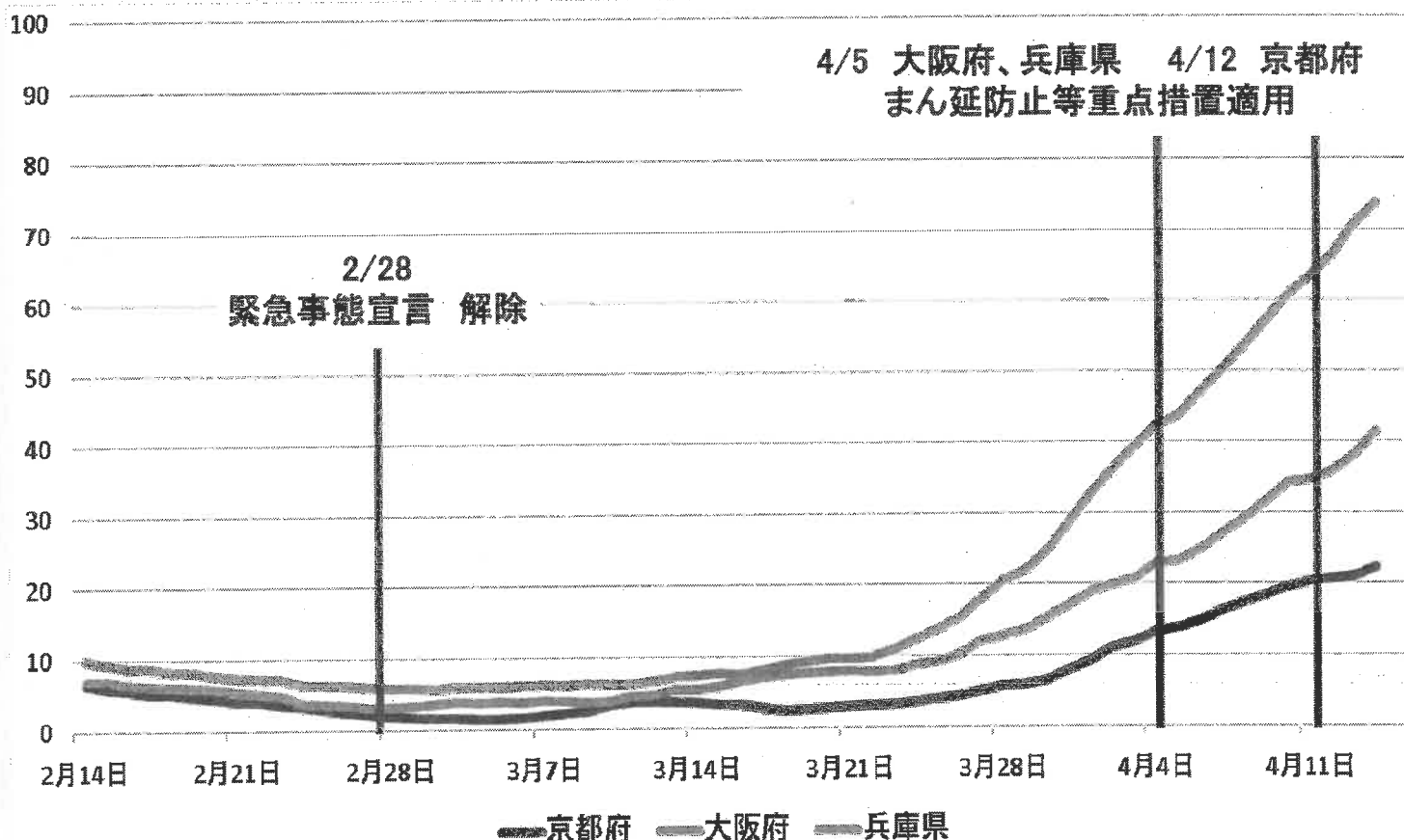


新規陽性者数の推移





人口10万人あたり新規陽性者数推移

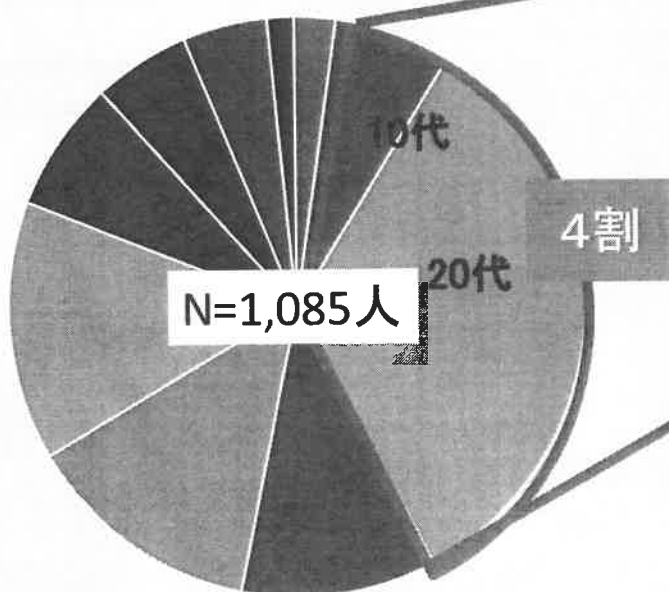


3



最近の感染状況

年代別感染者割合 (3/15~4/11)



うち
大学生
137人

感染事例

- ▶サークルコンパ
- ▶大学の寮
- ▶対外試合や実習など

二次感染の事例

感染経路	人数
家族	15
友人・知人	8
職場	8

若者から家庭内や職場で感染が拡大！！

4

新たな要請事項 ～大学等への対策強化～



まん延防止等重点措置等

令和3年4月12日から5月5日まで

1. 外出の自粛等（京都府全域）

- ▶ 京都府外への不要不急の往来を自粛すること

2. 催物(イベント等)の開催制限（京都府全域）

3. 施設の使用制限等（京都市内）

- ▶ 営業時間短縮(5～20時)を要請(酒類の提供は11～19時)

4. 施設の使用制限等（京都市外）

- ▶ 営業時間短縮(5～21時)を要請(酒類の提供は11～20時30分)

5. 職場への出勤等（京都府全域）

- ▶ テレワークのより一層の推進、出勤者数の7割削減をめざす

6. 学校への要請（京都府全域）

大学等への要請①（特措法第24条第9項）

- ◆ 大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること
- ◆ 大学ガイドラインの遵守を徹底すること
- ◆ クラブ活動での許可制の導入や他府県への遠征の中止又は延期など感染防止対策に留意すること
→ 無理な場合には、事前にPCR検査を受検し「陰性」を確認すること
- ◆ 京都府等が実施するモニタリング検査等に協力すること

大学等への要請②（特措法第24条第9項）

- ◆ 授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること
→ きょうとマナーの厳守
- ◆ 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- ◆ 学生に対して、次の行動を禁止するよう徹底すること
 - ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り禁止
 - ▶ クラブ・サークル等のコンパの禁止
 - ▶ 大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊の禁止
 - ▶ 食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止

中学校・高等学校等への要請(特措法第24条第9項)

【高等学校等】

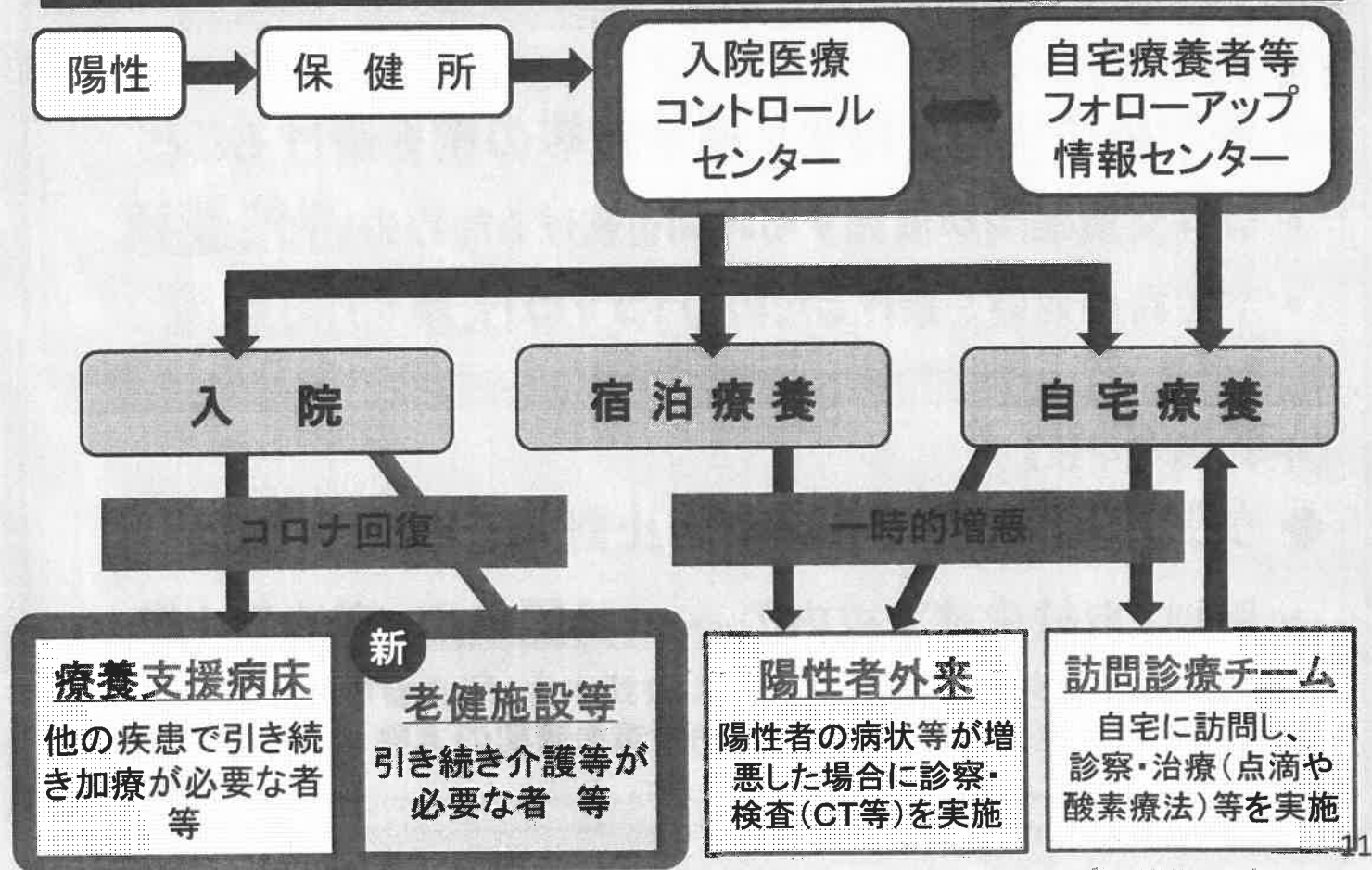
- ◆ 各学校の実態を踏まえ通学時等の密を避けること
 - ▶ 公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校
 - ▶ 下校時の混雑を避けるための1コマの授業時間短縮

【中学、高等学校】

- ◆ クラブ活動における感染防止対策を徹底すること
 - ▶ 原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等
 - ・ 十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上参加すること

医療提供体制の拡充について

陽性判明から回復後の転院まで一貫対応



11

医療機関等のグループ化による円滑な転院促進

すぐに使用できる病床

403床

29床増床 →

432床

入院確保病床

453床

13床増床 →

466床

療養支援病床

295床

18床増床 →

313床

介護老人保健施設等

新

療養支援病院とともに
コロナ回復者を受入

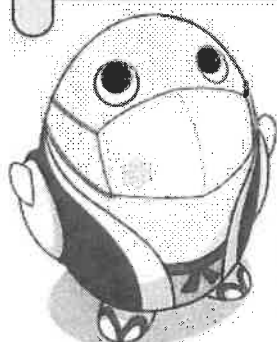
80施設

12

感染の連鎖を断ち切る ～きょうとマナーのお願い～

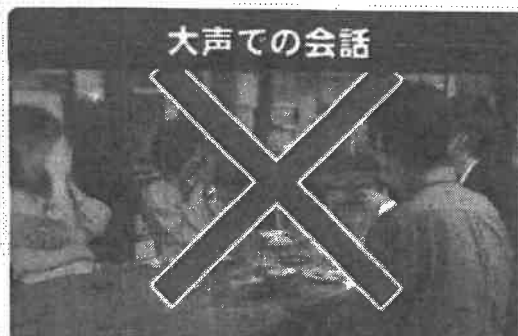
飲食機会の感染予防の徹底

きょうとマナーに
ご協力お願いします～



京都府広報監
まゆまる

- 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- 会話の時はマスクを着用！
- 食事前、退店時には手指消毒を！
- お店では大声で話さないでください！
- 2時間、4人までを目安に！



大声での会話



マスクなしでの会話

http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html

動画はこちら →



事務連絡
令和3年4月2日

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

厳重警戒期到達を踏まえた教育活動の制限について

京都府内及び近隣府県等の新型コロナウイルス感染症に係る感染状況を踏まえ、府立学校の教育活動の内容について、下記のとおり制限を設けますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 大阪府、兵庫県や首都圏1都3県など感染拡大地域での教育活動及び当該地域に位置する学校等との交流について、令和3年4月5日（月）以降、当面の間禁止する。
ただし、年度当初で校内の連絡体制が整っていないことも考えられることから、4月5日以降のできるだけ早い日から対応することとする。
- 2 当該自治体で実施される部活動等の公式大会・発表会等への参加は認めるが、参加に当たっては、主催者が指示する感染予防対策等の遵守を徹底すること。
- 3 京都府においても感染状況が増加傾向にあることから、警戒度を一層高め、各活動における感染リスクの低減を徹底的に図ること。
- 4 上記1以外については制限を設けないが、感染拡大の抑制を第一義的に考慮し、各活動の必要性を改めて検討するなど、適切に対応すること。
- 5 その他
 - (1) 体調不良等の症状を認めた場合は、教育活動に絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
 - (2) 部活動や校外学習等への参加にあたっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
 - (3) 今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知する。

担 当	電話番号
保健体育課	075-414-5875
高校教育課	075-414-5816
特別支援教育課	075-414-5834

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る感染が急拡大している状況もあり、京都府内においても「まん延防止等重点措置」の適用が、令和3年4月12日（月）から同5月5日（水）までを期限として要請されたところです。

こうした状況を踏まえ、府立学校の対応について、当分の間、下記のとおりとしますので、適切に対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 学校教育活動の制限

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）」P48）は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。なお、保健体育においては、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は避けること。

※関係通知 「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月12日付け3教保第45号教育長通知）

「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

(2) 職業に関する教科の実習等

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ & Aについて（一部更新）」（令和2年7月22日付け2教高第810号高校教育課長通知）に従って実施すること。

(3) 宿泊を伴う教育活動

授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。ただし、研修旅行（修学旅行）については、教育的意義が極めて高い活動であることから、感染拡大地域（まん延防止等重点措置適用の地域を含む都道府県など）を除く場所での実施を可とする。

なお、研修旅行（修学旅行）の実施にあたっては、次の事項に十分留意すること。

（「宿泊を伴う教育活動の実施における制限緩和について」（令和2年9月28日付け高校教育課長、保健体育課長、特別支援教育課長事務連絡）に同じ。）

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。

ウ 出発前から健康観察（体温・体調の確認）を徹底し、発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。

エ 活動期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。

オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。

カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。

また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

(4) 部活動

ア 制限等

(ア) 参加者 自校生徒のみ（※1）とする。

(イ) 活動場所 原則校内（※2）のみとする。

(ウ) 活動時間 平日・休日ともに2時間以内（※3）とする。

(エ) 宿泊 禁止

(オ) 大会参加 十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等（※4）への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認める。

なお、参加をするに当たっては、主催者が指示する感染予防対策等の遵守を徹底すること。

また、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 主として準備運動から整理運動まで2時間以内とする。

※ 4 高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

イ 留意事項等

(ア) 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。(組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏)

ただし、京都府における「まん延防止等重点措置」の適用期間中に開催される公式大会・発表会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点からこれらの活動は行ってもよいが、感染予防対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。

(イ) 「府立学校の部活動における感染予防対策について」(令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。

(ウ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。

(エ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。

(オ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。

(カ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。

(キ) 特に、部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)

(ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防の徹底についても繰り返し指導すること。

(5) その他の活動について

ア 校外での教育活動(野外活動、遠足、新入生セミナーなど)は実施しないこと。

ただし、教科・科目等に係る活動で、参加生徒が少人数である、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合は、実施時期や代替活動の可能性等を十分に検討した上での実施を可とする。

イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事等)については、参加人数や参加者の範囲を制限した上で実施すること。ただし、他校生との交流は行わないこと。

エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

2 感染防止対策の更なる徹底

(1) 児童生徒への指導及び家庭への協力依頼

ア 基本的感染防止対策の徹底

3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を繰り返し指導し、徹底すること。

イ 健康観察

児童生徒（教職員）について、毎日のきめ細やかな健康観察を通じて状況を的確に把握すること。また、毎日検温を含む登校前の健康観察を改めて徹底すること。

ウ 体調不良時や家族が陽性の場合

児童生徒（教職員）について、体調不良等の症状が見られる場合は、無理に登校（出勤）させないことを徹底すること。

家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校（出勤）を控えることも重要である。同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校（出勤）させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

エ 食事等の飲食の場面

児童生徒（教職員）が給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを繰り返し徹底すること。

食事の際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、などの対応をとるよう改めて指導すること。

また、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫し、食事後は速やかにマスクを着用させること。

オ 学校外における行動

不要不急の外出や、マスクをはずした状態での人との接触等は控えること。特に、交通機関利用時にはマスクを着用し会話を控えること。

(2) 教室における注意点

机と机との距離は、可能な限り間隔を空けること。

また、気候上可能な限り、常時換気に努めること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にすること。）

なお、換気により室温を保つことが困難な場面では、健康被害が生じないように、校内での衣服の着用にも柔軟に対応すること。

(3) 登下校

ア 生徒の通学の実態等を踏まえ、地域の感染状況に応じて、例えば、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように授業時間帯を設定したり、登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、時差登校等を行ったりするなどの検討も行うこと。

イ 下校途中等に、生徒同士で飲食をしないよう指導を徹底すること。

(4) 児童生徒（教職員）の感染等が判明した場合

児童生徒（教職員）の感染等が判明した場合は、保健所と連携して対応するとともに、休日であっても速やかに教育委員会に連絡すること。

また、児童生徒（教職員）又は同居の家族の感染等が判明した場合、速やかに学校に連絡するよう、学校への連絡方法を周知するとともに、児童生徒（教職員）への指導や保護者への依頼を繰り返し行うこと。

なお、学校の臨時休業については、保健所及び教育委員会と協議すること。

(5) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確認すること。

(6) 学習保障

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、オンラインの活用など、学習の保障について検討を進めること。

3 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策を行うこと。

(3) 職場実習等

受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染予防対策を徹底し実施すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舍

寄宿舍での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。

(2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

5 教職員の勤務等について

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークのより一層の推進等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を活用するなど可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

なお、府民に対し要請されている不要不急の外出自粛（営業時間の短縮している時間以降の飲食店へ出入りしないこと。大阪府や兵庫県、首都圏をはじめ、感染拡大地域への往来自粛等）について教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則20

時以降の抑制に向けて取り組むこと。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

6 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症の対応に係り、本日、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各学校の実態を踏まえた通学時等の密を避けるための対策について、要請がありました。

ついては、令和3年4月9日付け3教総第227号「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」で通知した内容を下記のとおり一部変更しますので、適切に対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、通学時の密を避けるため、時差登校や短縮授業などの対策を行うこと。

(例)・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。

・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。

2 学校教育活動の制限

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3Ver.5)」P48)は、一時的に停止すること。

(2) 部活動

令和3年4月9日付け3教総第227号で通知した内容のとおり適切に対応すること。

(3) その他の活動について

ア 校外での教育活動(野外活動、遠足、新入生セミナーなど)は実施しないこと。ただし、教科・科目等に係る活動で、参加生徒が少人数である、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合は、実施時期や代替活動の可能性等を十分に検討した上での実施を可とする。

イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1 m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、PTA行事等）については、実施の時期や必要性を再度検討し、実施する場合は密を避けるよう内容の精選や参加人数の制限等の工夫を行うこと。ただし、他校生との交流は行わないこと。

エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

3 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

4 教職員の勤務等について

(1) 教職員の時差出勤について

時差登校等を実施する場合、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き教職員の健康に配慮しつつ、教職員の時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(2) 教職員の勤務について

府民に対して要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

【外出の自粛等（京都府全域）】「京都府まん延防止等重点措置等」（一部抜粋）

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ・ 感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(3) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

急速な感染拡大の状況を踏まえ、所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

5 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月9日付け3教総第227号）
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月12日付け3教保第45号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に關すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に關すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に關すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に關すること）	075-414-5861

